

## 構造改革特区第5次提案募集に係る千葉市の提案について

本市は、平成16年6月29日付けで、構造改革特区第5次提案募集に係る提案書を内閣官房構造改革特区推進室へ提出しました。

### <提案概要>

住宅供給型の組合施行による土地区画整理事業は、事業費の大部分を保留地処分金に依存している事業であることから、近年の景気低迷による地価下落や土地取引の停滞により、保留地処分が進まず事業運営に支障をきたしています。また、一般の購買客が保留地を購入しようとする場合、登記ができない土地であることから金融機関からの融資額が非常に低い（または受けられない）事態が発生し、保留地処分（販売）の障害の一因となっています。

これを解消し保留地処分（販売）の促進を図る方策として、土地区画整理法の一部を改定し、保留地（予定地）を法務局の管理とすることで、通常の土地に順ずる扱いになり担保価値が高まることとなります。これにより保留地処分（販売）が滞ることなく進むことで、良好な市街地が早期に形成されるよう今回の構造改革特区の提案を行うものです。

提案名称	土地区画整理事業における保留地の権利保全制度の改善
目的	1. 保留地の権利保全 2. 保留地処分の推進 3. 区画整理事業の着実な進捗
規制緩和要望項目	保留地の権利保全を図るため、権利変動等の管理を法務局にて実施する。

### <提案に対する政府の対応方針>

構造改革特別区域推進本部において平成16年9月10日付けで政府の対応方針として、「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」にて下記の事項が位置づけられました。

事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
土地区画整理事業における保留地予定地の売買等の内容を明らかにする簿書の整備	いわゆる保留地予定地（土地区画整理法第100条の2に基づき施行者が管理する土地）に関して、施行者が第三者に使用収益させている場合（いわゆる保留地予定地の売買を行った場合）に、その内容を明らかにする簿書を法令に位置付ける検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成17年度中	国土交通省